

## ⇩ 役員退職金の損金算入時期

**Q** : 役員退職金の損金算入時期の取扱いが見直されたとか。どのようになったのですか？

**A** : 退職給与が確定した事業年度では損金経理が不要ですが、支払った事業年度に計上する場合は損金経理が必要となりました。

### 【解説】

役員退職金は、不相当に高額な部分を除き損金の額に算入されますが、損金算入時期については、支給が確定した事業年度に損金経理をすることが要件となっていました。

したがって、次の場合には損金算入することが認められていませんでした。

- ① 退職給与の額が確定する前の事業年度において取締役会等で内定した金額を損金経理により未払い計上する場合
- ② 退職給与の額が確定した事業年度以後の事業年度において退職給与を支給した場合で、仮払経理をしたとき

しかし、平成18年度改正では、損金算入要件が廃止されたことから、新しい通達では上記①と②の取扱いが廃止され、損金算入時期については、株主総会等の決議によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度を原則とし、実際に退職給与を支払った日の事業年度で損金経理した場合は、その事業年度でも認めるという取扱いに改められました。

つまり、退職給与を支払った日の属する事業年度においては未払経理や仮払経理が認められず、この場合には損金経理が必要になるということです。

